

五地域区分ごとの土地利用原則

五地域	細区分	定義	土地利用原則
都市地域		都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されることが相当な地域	
	市街化区域	都市計画法第7条第1項の規定による指定区域	都市施設の整備等を計画的に推進する。
	市街化調整区域	都市計画法第7条第1項の規定による指定区域	都市的土地利用を抑制するが、地域の振興等に著しく寄与するものは自然環境等に配慮しつつ、利用を認める。
	用途地域	非線引き都市計画区域における都市計画法第8条第1項第1号の規定による指定区域	市街化区域の土地利用に準ずる。
農業地域		農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定により農業振興地域として指定されることが相当な地域	
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による指定区域	農業生産の基盤として確保されるべき地域であり、他用途への転用は行わない。
森林地域		森林法第2条3項の規定による国有林の区域又は同法第5条1項の規定による地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域	
	国有林	森林法第2条第3項の規定による国有林の区域	県土の保全、水源かん養機能等の高い森林については、極力他用途への転用を避ける。
	地域森林計画対象民有林	森林法第5条第1項の規定による地域森林計画に係る民有林の区域	
	保安林	森林法第25条第1項及び第25条の2の規定による指定区域	県土の保全、水源かん養機能等の積極的な維持増進を図るべきもので、他用途への転用は行わない。
自然公園地域		自然公園法第5条又は千葉県立自然公園条例（昭和35年条例第15号）第4条の規定により自然公園として指定されることが相当な地域	
	特別地域	自然公園法第20条第1項及び千葉県立自然公園条例第18条第1項の規定による指定区域	風致の維持を図るため、都市的、農業的利用等を行うための開発行為は極力避ける。
	特別保護地区	自然公園法第21条第1項の規定による指定区域	景観の厳正な維持を図る。
自然保全地域		自然環境保全法第22条又は千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）第6条の規定により自然環境保全地域として指定されることが相当な地域	
	特別地区	自然環境保全法第25条第1項及び千葉県自然環境保全条例第9条第1項の規定による指定区域	特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図る。